

CSNI第19-66号

2019年11月29日

株式会社北國銀行

代表取締役 安宅 建樹 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

(公印省略)

再申入書の送付について

拝啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和元年 11 月 29 日

株式会社北國銀行

代表取締役 安宅 建樹 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府 2 丁目 189 番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 北都法律事務所

弁護士 中 聖子

〒920-0912 金沢市大手町 15 - 15-6F

TEL : 076-224-1001 FAX : 076-224-1002

再 申 入 書

当法人の貴行に対する平成 31 年 3 月 22 日付申入書に対する貴行からの令和元年 7 月 25 日付回答を受けて、当法人は貴行に対し、変更予定の内容について、再度の検討を申し入れます。

第 1 再申入れの趣旨

当法人は、貴行のカードローンの「北國カードローン DAY SMART 契約約款」第 9 条 1 項 7 号の変更後の相続開始時の期限の利益の喪失条項を検討した結果、変更後も消費者契約法第 10 条に抵触し無効であると考えますので、速やかに当該条項を削除するように求めます。

第2 再申入れの理由

1 貴行は、「北國カードローン DAY SMART 契約約款」第9条1項7号「借主について相続の開始があったとき」について、「借主について相続の開始があり、銀行において相続人の存在が確認できない場合」に変更予定である旨回答されました。

2 本件条項の問題点

しかし、変更予定の条項は、次の2点において問題があるものと考えます。

- (1) 変更予定の条項は、「相続の開始があった場合、貴行が相続人の存在を確認できない場合には、相続人は貴行からの通知等がなくとも一律に期限の利益を喪失し、直ちに一括弁済する義務を負う」と解釈できます。貴行が恣意的に「相続人の存在を確認できない場合」の範囲を拡大させることにより、相続の開始により相続人に予期せぬ一括弁済を強いることを可能とするものといえます。
- (2) また、借主につき相続人が不存在であり、当該借主が遺言で同性パートナーや相続人ではない親族に包括遺贈した場合には、当該包括受遺者は、予期せず、期限の利益を喪失した債務と遅延損害金の負担義務を負うことにもなりかねません。
- (3) したがって、変更予定の条項も、消費者契約法第10条に反した規定であることに変わりがなく、不相当であると考えます。

3 つきましては、本再申入れに対する貴行のお考えを、12月26日までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上